

サウンディング型市場調査用素案 新居浜市ネーミングライツパートナー募集要項

本要項は、令和8年7月に実施する「サウンディング型市場調査」の対話の参考としていただくために作成した素案です。実際の公募に当たっては、本調査での意見を参考にネーミングライツ料、条件、様式等を変更する場合があります。

1 目的

市では、市が所有する施設等を有効活用し、官民連携による新たな自主財源の確保や施設の魅力・市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

本事業は、パートナーとなる民間事業者等の皆様に対し、施設への愛称（企業名や商品名等）の付与を通じた高いPR効果や、地域貢献の場を提供するものです。市とパートナーが相互に協力し、双方にとって有益なパートナーシップを築きながら地域の活性化を目指します。

2 募集の概要

（1）募集対象施設等及び主な条件

（別紙1）募集対象施設等一覧をご確認ください。

※最低希望価格は、消費税及び地方消費税を含みます。

（2）ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料として、希望する年間金額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案してください。

※ネーミングライツパートナー申込書（第1号様式）において、ネーミングライツ料が最低希望価格を下回ったとしても応募は可能となります。

（3）愛称の使用開始予定日

令和9年4月1日開始予定

（4）命名に伴う留意事項

ア パートナーは、対象施設等に愛称を付与することができます。ただし、対象施設等の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

イ パートナーが命名するのは、一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーは、パートナーが管理するホームページ、出版物等に表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツの付与期間内における愛称の変更

は認めません。

オ 愛称が定着するまでの期間は、正式名称を併記する場合があります。

カ 市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に適合しない場合は愛称として使用することができません。

キ 愛称の条件については、(別紙2) 募集対象施設等の概要に記載する施設毎の「特記事項」を必ずご確認ください。

ク その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるものは使用できません。

(5) ネーミングライツの付与期間

原則3年以上5年以内とします。

(6) 募集対象施設等の概要

(別紙2) 募集対象施設等の概要をご確認ください。

(7) 愛称掲示場所及び費用負担等について

ア 愛称が掲示される看板等について

(ア) 表示変更等は、ネーミングライツの付与期間の開始日から可能となります。

(イ) 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととし、看板等の追加設置については、施設所管課等との相談によるものとします。

(ウ) 表示変更等に当たっては、市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に則って行うとともに、変更前に表示内容を市に提示し、確認を受ける必要があります。

(エ) 表示可能なものは愛称等であり、広告の表示・掲示はできません。

イ 印刷物等の掲載について

(ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名等は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。

(イ) 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

ウ 費用負担区分

市とパートナーの費用負担は次によるものとし、パートナーは当該費用について、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

	パートナー負担	市の負担
施設看板、案内標識等の表示変更費用(※1)	○	—
ネーミングライツの付与期間終了後の原状回復	○	—
パンフレット、封筒等の印刷物や市のホームページの表示変更(※2)	—	○

※1 市が管理する以外の道路標識や公共交通機関の表示変更が必要となる場合、関係機

関との協議及びこれに伴う費用は原則としてパートナーの負担とする。

新たに市が設置する施設案内看板その他市長が認めるものの経費は、市とパートナーとの協議により費用負担の割合を決定するものとする。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期を踏まえパートナーと協議して決定する。

3 応募資格

応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令順守等について理解のある事業者等とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に適合しない業種及び事業者については、パートナーとして選定できません。
- (2) その他、パートナーとして市長が不適当と認める事業者等は応募資格がありません。

4 申込方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツパートナー申込書（第1号様式）

イ 添付書類

	添付書類一覧	様式号
①	地域貢献等に対する支援実績等	第2号様式
②	法人概要	任意様式
③	直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）	任意様式
④	法人の登記事項証明書 申込書提出時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	—
⑤	市町村税に滞納がない証明書及び国税に係る納税証明書（証明書の種類：その3） ※申込書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	—
⑥	愛称に商品名を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの	任意様式
⑦	暴力団排除に関する誓約書及び同意書	第3号様式

【留意事項】

- ・⑤の国税に係る納税証明書について、証明が必要な税目は次のとおりです。
法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）
- ・必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、新居浜市行政情報公開条例（平成7年条例第24号）に基づく情報公開請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。
- ・申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ・申込書に記載された愛称について、優先交渉権者として選定された後は、原則として変更

することはできません。

(2) 提出部数

原本1部、写しを6部

※2施設以上に申込する場合は、申込施設ごとに提出書類（申込書及び添付書類）をご提出ください。

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は記録が残る送付方法での郵送

(4) 申込書等の提出期間及び場所

ア 提出期間 令和8年10月1日(木)から令和8年10月30日(金)まで(必着)
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

イ 提出場所 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市企画部総合政策課

5 選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

申込締切後、新居浜市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者から提案された名称、契約金額、ネーミングライツの付与期間、事業者等の社会貢献実績、提案事項等を総合的に判断し、優先交渉権者（※）を選定します。

応募者が1者のみの場合も、審査委員会において審査します。

審査委員会による審査の結果、全委員の総合計得点が満点の6割に満たない場合には、優先交渉権者を選定しない場合があります。

※優先交渉権者…審査委員会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より優れた提案をしたとして選定されたもの

【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。

イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

エ 申込書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。

オ その他不正な行為があったとき。

(2) 審査項目及び審査内容

審査委員会は、次の視点及び配点で審査することとします。

	審査項目	審査内容	配点
ア	ネーミングライツ料	・最低希望価格との比較、対価としての妥当性	40
イ	愛称	・施設にふさわしい愛称となっているか ・市民にとって親しみやすく、呼びやすいものであるか	20
ウ	地域貢献	・施設の魅力向上や市民サービス向上に資する具体的な提案（イベント協力等）であるか	10
エ	付帯提案	・施設等の維持管理、環境美化物品・設備の提供、広報連携、防災協力等、施設の魅力や利便性の向上に繋がる提案であるか	10
オ	企業の安定性・信頼性	・決算報告書から健全な財務状況であるか ・契約期間中の支払い能力を有しているか	5
カ	地域性	・応募時点で新居浜市内に本社又は本店を有しているか ・応募時点で新居浜市内に支社、支店、営業所、店舗等を有しているか	5
キ	ネーミングライツの付与期間	・継続的なパートナーシップが可能か	10

(3) 優先交渉権者の決定

審査委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定します。

優先交渉権者と契約内容等について協議を行い、協議が整った場合はパートナーとして決定します。優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(4) 審査結果の通知

審査委員会の審査結果に基づき、全ての応募者に対しその結果を通知する。

(5) 公表

契約締結後、市政だより及び市のホームページを通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、ネーミングライツの付与期間等について公表します。併せて、審査委員会での採点結果（総得点）を、パートナー以外の応募者を匿名とした上で、市のホームページにて公表します。

※優先交渉権者の発表等、途中経過について公表しません。

※募集対象施設等毎の応募状況及び提案の内容等について公表はしません。

【市が実施を予定している愛称の周知（広報）活動】

- ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知
- イ 市ホームページ（施設ホームページ、施設所管課ホームページ等）への掲載
- ウ 市が発行する広報誌（市政だより）等での周知

6 実施スケジュール

日程	内容
令和8年10月1日（木）	パートナー募集開始
令和8年10月16日（金）	質問受付期限
令和8年10月23日（金）	質問回答公表
令和8年10月30日（金）	申込書等の提出期限
令和8年11月中旬	審査委員会開催による優先交渉権者の選定
令和8年11月下旬	審査結果の通知
令和8年12月中旬	契約締結、愛称等の公表
令和9年4月1日（木）	愛称の使用開始

7 契約の締結及び更新

（1）契約の締結

市と優先交渉権者でネーミングライツ導入に必要な事項を協議の上、パートナー契約を締結します。

（2）契約の更新

ネーミングライツの付与期間終了後、パートナーが契約更新を希望する場合は、パートナーが優先的に協議をできるものとします。ただし、協議が整わない場合や、市が改めて公募を行うことが適当と判断した場合は、新居浜市ネーミングライツ事業実施要綱第8条による公募を行うこととします。

8 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、納付期限までに当該年度分（4月から翌年3月分まで）を一括して納入いただきます。

9 契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるとします。この場合、原状回復等に必要な費用はパートナーの負担となり、既に納付されたネーミングライツ料があった場合、契約満了前であっても返還はされません。

- （1）指定する期日までに正当な理由なくネーミングライツ料が納入されないとき。
- （2）パートナーが法令等に違反し又はそのおそれがあるとき。

- (3) パートナーの社会的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) パートナーが、文書による契約解除の申出をしたとき。
- (5) その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めるとき。

10 その他

(1) 愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられている大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

(2) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

ア 愛称の表示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ 市はロゴ等は無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

(3) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(4) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

11 問合せ先

新居浜市企画部総合政策課（新居浜市役所3階）

住所 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1210

E-mail seisaku@city.niihama.lg.jp

新居浜市ネーミングライツパートナー申込書

(宛先) 新居浜市長

(申込者)
住所：
事業者名：
代表者職／名：印

新居浜市ネーミングライツパートナー募集要項の内容に同意の上、下記のとおり申し込みます。応募に当たり、新居浜市ネーミングライツパートナー募集要項に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

対象施設等の名称		
フリガナ 愛称（案）		
愛称の理由及び 応募の趣旨（動機）		
ネーミングライツ料		円（年額） （消費税及び地方消費税を含む）
付帯提案		
ネーミングライツの 付与期間		
担当者連絡先	部署	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2号様式

地域貢献等に対する支援実績等

事業者名：

選定の際の審査項目となりますので、地域活動や社会貢献等に係る理念や実績についてご記入ください。必要に応じて資料等を添付していただいても構いません。

地域活動や社会貢献 等に係る理念等	
地域活動・社会貢献活 動等に係る支援の実 績（直近3か年）	

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

暴力団排除に関する誓約書及び同意書

住所：

事業者名：

代表者職／名：

印

新居浜市ネーミングライツ事業への応募にあたり、応募者（※）が新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等、及びこれらと密接な関係を有すると認められる者に該当しないことを誓約し、以下のことについて確認・同意します。

- 1 応募者が排除対象者である場合は、市長は次のとおり取扱うものとする。
 - （1）応募者は事業提案に参加できない。
 - （2）応募者の優先交渉権者及び次点者の決定を取り消す。
 - （3）応募者と契約を締結しない。
 - （4）応募者と契約を締結した場合においても、その契約を解除することができる。
 - （5）応募者について指名停止を行う。
 - （6）応募者と締結している他の契約を解除することができる。
- 2 上記1の結果、応募者に損害が生じても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

注 応募者には、法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

質 問 書

提出者

住所：

事業者名：

代表者職／名：

メールアドレス

新居浜市ネーミングライツパートナー募集に関し、質問がありますので提出します。

番号	質 問 内 容
1	
2	
3	

記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

質問は簡潔に取りまとめて記載してください。

(別途様式) 提出書類チェックリスト

次の項目をチェックし、右の□にチェックを入れて、提出書類とともに提出してください。

(事業者名：)

提 出 書 類	確認状況 (レ点でチェック)
ネーミングライツパートナー申込書 (第1号様式)	
地域貢献等に対する支援実績等 (第2号様式)	
法人概要	
直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等)	
法人の登記事項証明書 ※申込書提出日時点で発行から3か月以内のもの (写し可)	
市町村税に滞納がない証明書及び国税に係る納税証明書 (証明書の種類：その3) ※申込書提出日時点で発行から3か月以内のもの (写し可)	
愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの	
暴力団排除に関する誓約書及び同意書 (第3号様式)	

(別紙 1)

令和 8 年度 募集対象施設等一覧

施設等名称	最低希望価格 (万円／年) ※	契約期間 (年)	所管課
新居浜市市民体育館		3 年以上 5 年 以内	企画部 文化スポーツ局 スポーツ振興課
新居浜市市営野球場		3 年以上 5 年 以内	
<u>山根公園</u> 新居浜市山根総合体育館 新居浜市山根公園屋内プール 新居浜市山根公園テニスコート 新居浜市山根市民グラウンド他		3 年以上 5 年 以内	企画部 文化スポーツ局 スポーツ振興課 建設部 都市計画課
新居浜市港町雨水ポンプ場		3 年以上 5 年 以内	上下水道局 施設管理課

※最低希望価格については、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ決定します。

(別紙2)

募集対象施設等の概要